

監査結果公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成24年9月19日

奈良県監査委員 廣野隆信
同 南田昭典
同 畠 真夕美
同 森山賀文

なお、監査執行者は次のとおりです。

監査委員	委員実地監査実施日
廣野隆信	平成24年1月27日～平成24年8月10日
南田昭典	平成24年1月27日～平成24年8月10日
井岡正徳	平成24年3月21日～平成24年6月12日
森川喜之	平成24年1月27日～平成24年6月12日
畠 真夕美	平成24年7月10日～平成24年8月10日
森山賀文	平成24年7月10日～平成24年8月10日

監 査 結 果 報 告 書

平成24監査年度 第1回

(平成24年1月～8月定期監査)

(平成24年8月工事監査)

(平成24年8月財政的援助団体等監査)

平成24年9月

奈良県監査委員

目 次

第1	定期監査 -----	1
	1 監査の実施方針 -----	1
	2 監査における重点事項 -----	1
	3 委員実地監査実施日 -----	2
	4 監査対象機関 -----	3
	5 監査の結果 -----	4
	(1) 部局別指摘事項等件数一覧 -----	4
	(2) 指摘等の内容 -----	5
	(3) 所属別 -----	9
	ア 本庁	
	知事公室 -----	9
	総務部 -----	11
	地域振興部 -----	12
	観光局 -----	14
	健康福祉部 -----	14
	こども・女性局 -----	16
	医療政策部 -----	17
	くらし創造部 -----	19
	景観・環境局 -----	19
	産業・雇用振興部 -----	20
	農林部 -----	21
	土木部 -----	23
	まちづくり推進局 -----	24
	会計局 -----	27
	水道局 -----	27
	議会事務局 -----	28
	教育委員会 -----	28
	行政委員会 -----	29
	公安委員会 -----	29
	イ 出先機関	
	総務部 -----	31
	地域振興部 -----	31
	健康福祉部 -----	32
	こども・女性局 -----	32
	医療政策部 -----	32
	産業・雇用振興部 -----	35
	農林部 -----	36
	土木部 -----	37
	まちづくり推進局 -----	37
	教育委員会 -----	38
	公安委員会 -----	41
	土木部（平成23監査年度分） -----	42
第2	工事監査 -----	43
第3	財政的援助団体等監査 -----	44
	1 監査の実施方針 -----	44
	2 監査実施団体の概要及び監査の結果 -----	44
	財団法人奈良県農業振興公社 -----	44
	財団法人奈良県林業基金 -----	46
	奈良県土地開発公社 -----	48
	奈良県道路公社 -----	50

第1 定期監査

1 監査の実施方針

監査は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、これらが、法令、条例等の規定に沿って適正に行われているかどうか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているかを主眼として、県民目線に立って厳正に実施した。

2 監査における重点事項

監査を効率的に実施するため、平成24監査年度における監査重点項目は、次のとおりとした。

(1) 重要物品の管理状況等について

厳しい財政状況の中、県が購入する物品は、必要性を検討した上、適時に適切な調達を行い、目的に応じて効果的に活用され、良好な状態で厳正に管理されなければならない。

また一方で、今後の活用が見込まれない物品については、速やかに処理方針を決定し、適切な処分を行う必要がある。

特に、高額な物品については、その額に見合った効果の発現が求められており、「重要物品（1件百万円以上のもの）」として、「財産調書に記載すべき重要物品の指定」（昭和48年2月奈良県告示第593号）により指定されている。

これまで、定期監査や包括外部監査において、備品の管理等についての監査を行ったが、保管状況が適正でなかったもの、処分や保管転換等の手続きが適正でなかったものなどの指摘がなされている状況である。

今般、物品データの一元管理を行い、情報の共有化を図るため、会計局によって「物品管理システム」が平成24年4月1日から稼働する時期に合わせて「重要物品」の調達、管理、利活用、処分における手続き等について監査を行う。

(2) 随意契約の締結について

県が行う契約は競争入札によることが原則であり、随意契約は地方自治法施行令第167条の2第1項の各号に定める場合にのみ行うことができるとされている。

契約手続きについては、競争性・透明性・公平性の確保を図る観点から検証する必要がある、特に随意契約を行った場合には説明責任を果たすことが求められている。

そこで、随意契約の締結が適正に行われているかどうか監査を行う。

(3) 財務に係る内部統制について

内部統制とは、組織がその目的を有効、効率的かつ適正に達成するため、その組織内部において適用されるルールや業務プロセスを整備し運用することである。

そこで、各所属において、収入手続き、支出手続き、金券（現金、切手・はがき・図書券等）及び物品の管理に係る内部統制が適正に整備され、かつ、機能しているかどうか監査を行う。

3 委員実地監査実施日

平成24年1月27日～平成24年8月10日

4 監査対象機関

本庁及び出先機関の149所属（本庁107所属、出先機関42所属）について実地に監査を執行した。

所 管 部 局	実 地 監 査		所 管 部 局	実 地 監 査	
	本 庁	出先機関		本 庁	出先機関
知 事 公 室	8		農 林 部	11	5
総 務 部	8	1	土 木 部	12	2
地 域 振 興 部	7	3	まちづくり推進局	7	4
観 光 局	3		会 計 局	1	
健 康 福 祉 部	7	3	水 道 局	1	
こども・女性局	3	1	議 会 事 務 局	1	
医 療 政 策 部	7	5	教 育 委 員 会	10	13
くらし創造部	6		行 政 委 員 会	3	
景 観 ・ 環 境 局	4		公 安 委 員 会	1	3
産 業 ・ 雇 用 振 興 部	7	2	合 計	107	42

※ 実地監査 監査対象機関に出向くなどして、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として行う監査

なお、五條土木事務所において平成24年3月26日に実施した監査は、平成23監査年度について執行し、その監査結果を掲載している。

5 監査の結果

(1) 部局別指摘事項等件数一覧

	指摘事項						注意事項						意見						合計			
	収入	支出	契約	委託	負担金	財産 物品	収入	支出	契約	工事	補助金	財産 物品	収入	支出	契約	委託	工事	公用車		財産	その他	
知事公室		1				1		2			1	1	4			2				1	13	
総務部		1						3					3	2						2	11	
地域振興部			2			1	1	5				1	4			1	1			4	20	
観光局												3				3					6	
健康福祉部	1	1		1	1	2	2						3	1						2	14	
こども・女性局							3						1								4	
医療政策部	1	1	1	1		2	2	4	1	2		2	3	2		3				3	28	
くらし創造部		1					1		1												3	
景観・観光局						2							1							1	4	
産業・雇用振興部	1								1				1			1				1	5	
農林部	2	2		1	1		4			1		5	3							4	23	
土木部				2		1	2			2					1		2	1			11	
まちづくり推進局	2		1		1		4	1		1		1	2			1			1	4	19	
会計局														1		1					2	
水道局								1									1				2	
教育委員会	2	1	2			1	4	3	2				4	1						4	24	
公安委員会													1	1			1	1			4	
小計	9	8	6	5	1	2	10	23	19	5	5	2	6	31	11	3	1	12	5	2	1	26
合計	41						91						61						193			

※ 定期監査の結果の取扱基準

1 指摘

監査委員が違法、不当な事項として認め、その改善を求めるもの

- ① 法令等に著しく違反している事項
- ② 故意又は重大な過失による事項
- ③ 著しく不経済な支出及び著しい損害が生じている事項
- ④ 既に、指摘・注意されているが改善の成果が認められない事項

2 注意

監査委員がその事項につき、指摘の内容までは至らないが、重要と認めその改善を求めるもの

3 意見

監査委員がその事項につき、制度の運用及び事務事業の執行方法等について、有効性、経済性、効率性の見地等から、今後見直しの必要があると認め、検討を指示するもの

(2) 指摘等の内容

ア 指摘事項

項目	内容	件数	対象所属	
収入関係	未収金	貸付金の償還未済金について	1	地域産業課
		県営住宅に係る水道料金の未収について	1	住宅課
		奨学資金貸付金の償還未済について	1	学校支援課
		医業収入の未収金について	1	奈良病院
	調定事務	行政財産使用許可の使用料について	2	林業振興課、橿原考古学研究所
		奈良県観光自動車駐車場にかかる使用料の減免について	1	奈良公園室
	証紙	証紙収納事務について	1	長寿社会課
収納管理	手数料の徴収について	1	家畜保健衛生所	
支出関係	会計処理	郵便切手等交付簿の記載について	1	総務課
		支出にかかる事務処理について	1	協働推進課
		資金前渡にかかる精算について	1	マーケティング課
		公共料金の資金前渡について	1	家畜保健衛生所
	給与・手当	手当の支給について	2	奈良病院、五條高等学校
その他	支出関係書類について	2	広報広聴課、地域福祉課	
契約	契約事務	自動車の借上げについて	1	復旧・復興推進室
		契約の変更手続きについて	2	建築課、五條病院
		* 利用契約の締結について	1	図書情報館
		印刷業務にかかる契約について	1	橿原考古学研究所
		開札録の作成について	1	橿原考古学研究所
委託	委託事務 *	委託契約について	1	健康づくり推進課
		* プロポーザルによる委託業者の決定について	1	薬務課
		委託契約にかかる変更手続きについて	2	道路・交通環境課、道路建設課
		* 産業廃棄物処理委託契約について	1	家畜保健衛生所
負担金	負担金	負担金の精算について	1	長寿社会課
財産	財産管理	行政財産の使用許可について	1	農村振興課
		県営住宅における財産の管理について	1	住宅課
物品	重要物品 *	* 重要物品にかかる財産調書について	4	消防救急課、障害福祉課、長寿社会課、道路・交通環境課
		* 重要物品の管理について	4	保健予防課、環境政策課、自然環境課、法隆寺国際高等学校
	物品管理	備品の保管転換手続きについて	1	医療政策部企画管理室
		備品の管理について	1	県立大学

*印は、平成24監査年度における重点項目

イ 注意事項

項目	内容	件数	対象所属		
収入関係	未収金	心身障害者扶養共済制度掛金の未収金について	1	障害福祉課	
		児童扶養手当過払金における返納未済金について	1	子育て支援課	
		児童措置費負担金の未収金について	1	こども家庭課	
		母子・寡婦福祉資金貸付金における償還未済金について	1	こども家庭課	
		未熟児養育医療費負担金の未収金について	1	保健予防課	
		専修学校等貸付金元金収入にかかる未収金について	1	人権施策課	
		林業改善資金貸付金にかかる償還未済金について	1	林業振興課	
		県営住宅使用料等の未収金について	1	住宅課	
		市場使用料等にかかる未収金について	1	中央卸売市場	
		診療報酬請求にかかる未収等について	1	三室病院	
	調定事務	自動販売機にかかる行政財産使用許可について	5	県立大学、心身障害者福祉センター、農業総合センター、森林技術センター、五條高等学校	
		土木関係行政財産使用料について	1	流域下水道センター	
		奈良公園施設使用料について	1	奈良公園管理事務所	
		水利使用料について	1	五條土木事務所	
		行政財産使用料について	2	奈良公園室、桜井高等学校	
		納入通知書の納期限について	1	文化財保存課	
	その他	歳入にかかる科目の誤りについて	1	住宅課	
		行政財産の使用許可にかかる光熱水費の徴収方法について	1	桜井高等学校	
	支出関係	会計処理	現金出納簿について	3	政策推進課、保健予防課、文化財保存課
郵便切手等交付簿の記載について			1	人事課	
支出にかかる事務処理について			1	図書情報館	
図書発注における会計書類の作成について			1	図書情報館	
印刷物作成における事務処理について			1	JR奈良駅連続立体・街路事務所	
予算の執行		支出科目について	3	安全・安心まちづくり推進課、南部振興課、県立大学	
		資金前渡の未執行について	1	文化財保存課	
給与・手当		通勤手当の支給について	1	県立大学	
		住居手当の支給について	2	奈良病院、三室病院	
		日々雇用職員にかかる賃金の支給について	2	総務厚生センター、水道局	
		通勤報償費の支給について	2	総務厚生センター、奈良病院	
その他		支出証拠書類の適正な保存・管理について	1	磯城野高等学校	
契約		契約事務	賃貸借契約締結日の遅延について	1	協働推進課
			業務委託の履行期限について	1	教職員課
			委託業務にかかる契約締結日の遅延について	1	奈良病院
			* 随意契約事務の適正な執行について	1	工業技術センター
		賃貸借にかかる契約について	1	橿原考古学研究所	

項 目		内 容	件数	対象所属
工事	* 工事	設計変更に関する取り扱いについて	2	奈良公園室、五條土木事務所
		工事にかかる業者選定について	2	奈良病院、三室病院
		道路維持修繕工事について	1	五條土木事務所
補助金	補助金	補助金の交付事務手続きの不備について	1	安全・安心まちづくり推進課
		補助事業にかかる実績報告書の確認について	1	林業振興課
財産	財産管理	工作物の用途廃止に伴う事務処理の不備について	1	防災統括室
		財産台帳の整理について	1	うだ・アニマルパーク振興室
		財産の管理について	2	ならの魅力創造課、奈良公園室
		工作物にかかる公有財産の異動報告等について	1	ならのにぎわいづくり課
		行政財産の目的外使用の許可について	1	国際観光課
物品	* 重要物品	重要物品にかかる財産調書について	17	総務課、総務厚生センター、管財課、市町村振興課、文化・教育課、障害福祉課、子育て支援課、地域産業課、畜産課、農村振興課、林業振興課、公園緑地課、文化財保存事務所、警察本部、保健環境研究センター、森林技術センター、青翔高等学校
		* 重要物品の管理について	4	風致景観課、図書情報館、農業総合センター、五條高等学校
	物品管理	備品の管理について	3	広報広聴課、南部振興課、地域福祉課
		物品購入における事務処理について	3	防災統括室、消防救急課、安全・安心まちづくり推進課
		物品の購入について	1	長寿社会課
		県立病院で使用する医療備品の検収について	1	医療管理課
		備品現在簿等の記載について	2	建築課、西和養護学校

*印は、平成24監査年度における重点項目

ウ 意見

項 目	内 容	件数	対象所属
収入関係	未収金	未収金対策について	1 行政経営課
		県税にかかる収入未済額について	1 税務課
		生活福祉資金貸付金の償還未済金について	1 地域福祉課
		看護師等修学資金貸付金の償還未済金について	1 医師・看護師確保対策室
		農業改良資金貸付金の償還未済金について	1 地域農政課
		国営総合農地開発事業費分担金の未収金について	1 農村振興課
		高等学校授業料の未収金について	1 学校支援課
		放置違反金の未収金について	1 警察本部
		医業収入の未収金について	2 三室病院、五條病院
	収納管理	手数料の徴収について	1 畜産課
支出関係	会計処理	公用車の自動車損害賠償責任保険料の支出方法について	1 会計局
	予算の執行	医療用器械備品の取得時期について	2 奈良病院、三室病院
契約	契約事務 *	調査業務委託における契約事務について	1 五條土木事務所
委託	委託事務	* 委託契約の発注方法について	9 東アジア連携課、消防救急課、南部振興課、 ならの魅力創造課、ならのにぎわいづくり課、 国際観光課、地域医療連携課、保健予防課、 商業振興課
		* 委託契約の業者選定手続きについて	2 奈良公園室、奈良病院
		共同企業体への発注について	1 会計局
工事	工事	電線共同溝事業における瑕疵について	1 道路・交通環境課
		工事等における設計変更事務手続きについて	2 水道局、警察本部
		* 工事及び委託にかかる契約について	1 県立大学
		* 工事請負における契約事務について	1 五條土木事務所
公用車	公用車関係	公用車使用中における事故及び毀損について	2 土木部企画管理室、警察本部
財産	財産管理	県営住宅敷地内に無断設置された駐車場への対応について	1 住宅課
その他	その他	* 内部統制について	22 安全・安心まちづくり推進課、総務課、総務厚生センター、市町村振興課、南部振興課、障害福祉課、長寿社会課、保健予防課、農村振興課、林業振興課、奈良公園室、住宅課、文化財保存課、県立大学、図書情報館、奈良病院、三室病院、家畜保健衛生所、森林技術センター、橿原考古学研究所、五條高等学校、西和養護学校
		浄化槽法定点検率の向上について	1 環境政策課
		奈良県営競輪事業費特別会計の財政運営について	1 地域産業課
		包括外部監査の意見に対する対応について	1 住宅課
		事務の見直しについて	1 県営住宅管理事務所

*印は、平成24監査年度における重点項目

(3)所属別

ア 本庁

部 局 名	所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
知 事 公 室	秘書課	6月12日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	広報広聴課	同 上	支出関係書類について 使用料及び賃借料の支出において、支出負担行為決議書兼支出命令書等の支出関係書類が確認できないものが認められた。文書の保管、管理にあたっては、奈良県行政文書管理規則等に基づき、適切な保管・管理に努められたい。(指摘事項) 備品の管理について 備品現在簿に記載している自動車の金額について、購入価格から既存車の下取り価格を控除している事例が認められた。また、備品を廃棄した際の、処分調書が作成されていなかった。すみやかに是正するとともに、今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。(注意事項)
	政策推進課	同 上	現金出納簿について 会議等の会場使用料において、資金前渡による手続きを行っていたが、資金前渡職員が備え、現金の受払を記帳する現金出納簿が作成されていなかった。 今後は、奈良県会計規則の規定に基づき、資金前渡を受けた職員は現金出納簿に必要な事項を適正に記載するべきである。(注意事項)
	統計課	同 上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	東アジア連携課	同 上	委託契約の発注方法について 東アジア連携課では、競争性・透明性・公平性を一層確保した契約手続きに取り組みられてきたところであるが、平成23年度の契約において、未だ十分でないと思われる業者選定が見受けられた。 地方公共団体の契約は、一般競争入札によることが原則であり、随意契約は限定的とされている。 今後、競争性・透明性・公平性の観点から、入札又は企画面の競い合いが充実したプロポーザル方式の実施など、県民に対する説明責任が十分果たせるような発注方法に積極的に取り組むことが望まれる。 また、共同企業体との委託契約について、特に高額となる場合は、適正な履行確保等の観点から、土木建設事業のJV方式に係る手続き規定を参考にするなど、慎重な事務手続きが望まれる。(意見)
	防災統括室	6月11日	物品購入における事務処理について 物品の購入において、契約金額が50万円以上であるにも関わらず、請書を徴していなかった。また、納品の確認は行っていたが、物品検収調書を作成していなかった。物品の購入にあたっては、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な事務処理を行うべきである。(注意事項) 工作物の用途廃止に伴う事務処理の不備について 庁舎の移転等に伴い用途廃止を行った工作物につ

		<p>いて、総務部長への協議を行っておらず、公有財産異動等報告書も提出していなかったため、総務部長が備える公有財産台帳からの抹消がもれているものが認められた。</p> <p>今後は、奈良県公有財産規則及び関係通知に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (注意事項)</p>
消防救急課	同上	<p>重要物品にかかる財産調書について</p> <p>重要物品について、財産調書への記載誤り及び記載漏れ、また、備品現在簿への記載漏れが認められた。</p> <p>今後、重要物品の報告及び備品現在簿への記載については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。 (指摘事項)</p> <p>物品購入における事務処理について</p> <p>物品の購入において、契約金額が50万円以上であるにも関わらず、請書を徴していなかった。また、納品の確認は行っていたが、物品検収調書を作成していなかった。物品の購入にあたっては、奈良県契約規則及び関係通知に基づき適正な事務処理を行うべきである。 (注意事項)</p> <p>委託契約の発注方法について</p> <p>委託契約の締結において、その大半が、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による特命随意契約であることが認められた。</p> <p>地方公共団体の契約は、一般競争入札によることが原則であり、随意契約は限定的とされている。</p> <p>今後、競争性・透明性・公平性の観点から、できる限り入札又は企画面の競い合いが充実したプロポーザル方式の実施など、県民に対する説明責任が十分果たせるような発注方法に取り組むことが望まれる。 (意見)</p>
安全・安心まちづくり推進課	同上	<p>支出科目について</p> <p>会議の開催に伴う食糧費の支払いにおいて、誤った支出科目による支出が認められた。速やかに適正な手続きをとるとともに、今後は、適正な科目で支出されたい。 (注意事項)</p> <p>物品購入における事務処理について</p> <p>物品の購入において、契約金額が50万円以上であるにも関わらず、請書を徴していなかった。また、納品の確認は行っていたが、物品検収調書を作成していなかった。物品の購入にあたっては、奈良県契約規則及び関係通知に基づき、適正な事務処理を行うべきである。 (注意事項)</p> <p>補助金の交付事務手続きの不備について</p> <p>奈良県交通安全母親活動推進事業補助金において、補助金交付団体が経費の配分を変更したにもかかわらず、変更の承認申請を行っていなかった。</p> <p>今後は、補助金交付団体への指導に努めるとともに、要綱に従って補助金交付申請・決定・交付手続きの一層の適正化を図られたい。 (注意事項)</p> <p>内部統制について</p> <p>今回の監査において、支出事務、補助金の交付事務、会計帳簿の管理等に、一部適正とはいえない事</p>

			<p>務処理が認められた。</p> <p>事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。(意見)</p>
総務部	総務課	7月10日	<p>郵便切手等交付簿の記載について</p> <p>郵便ハガキを2,100枚購入しているが、12月購入の100枚について、前年度に引き続き、郵便切手等交付簿への記載漏れが認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則第78条の規定に基づき、郵便切手等交付簿への記載について徹底すべきである。(指摘事項)</p> <p>重要物品にかかる財産調書について</p> <p>重要物品について、財産調書が作成されておらず、会計管理者への報告漏れが認められた。</p> <p>今後、重要物品の報告については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。(注意事項)</p> <p>内部統制について</p> <p>今回の監査において、支出事務、発注・納品事務、物品管理事務等に不適正な事務処理が多々認められた。</p> <p>事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し厳正に対処されたい。(意見)</p>
	行政経営課	同上	<p>未収金対策について</p> <p>未収金対策については、平成18年度以降、庁内関係課室を構成員とする未収金対策推進連絡会議を開催して、全庁的な情報交換や有効な手法の検討を行うなど、縮減に向けた取組がなされてきたところである。</p> <p>しかしながら、未収金は依然100億円を超えており、個別の取組においては各課によって対応に差がある状況にあり、また、債権管理に不十分なものも見受けられる。</p> <p>未収金対策は、財源の確保と負担の公平性の観点から、引き続き重要な課題であり、全庁的かつ適切な債権管理が強く求められているところである。今後、新たな未収金の発生防止と縮減に向け、未収金対策推進連絡会議のより積極的な活用とともに、より一層効果的かつきめ細かな未収金対策の強化・推進に努められたい。(意見)</p>
	人事課	同上	<p>郵便切手等交付簿の記載について</p> <p>退職者案内用として郵便ハガキを毎年購入しているが、過去5年間に調査したところ、郵便切手等交付簿への未記載が認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則の規定に基づき、郵便切手等交付簿へ郵便ハガキの使用状況について適正に記載する等、適切な管理に努めるべきである。(注意事項)</p>
	総務厚生センター	同上	<p>日々雇用職員にかかる賃金の支給について</p> <p>日々雇用職員にかかる賃金の支給において、勤務状況報告を誤ったため過払いが認められた。</p>

			<p>適正に処理するとともに、今後は内部チェック体制の整備を図り適正な事務処理に努めるべきである。(注意事項)</p> <p>嘱託職員にかかる通勤報償費の支給について 嘱託職員にかかる通勤報償費支給において事務処理を誤ったため、1件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。(注意事項)</p> <p>重要物品にかかる財産調書について 重要物品について、財産調書が作成されておらず、会計管理者への報告漏れが認められた。 今後、重要物品の報告については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。(注意事項)</p> <p>内部統制について 今回の監査において、収入・支出事務等に不適正な事務処理が散見された。 事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。(意見)</p>
	財政課	同 上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	税務課	同 上	<p>県税にかかる収入未済額について 県税収入については、平成22年度からコンビニ収納を全税目に拡大するとともに、クレジットカードや電子納税など収納手段の拡大対策に積極的に取り組まれ、さらに地方税滞納整理本部の設置や県税務職員を市町村に派遣するなど、県税徴収強化対策にも多角的に取り組まれている。 しかし、これらの取り組みにより県税収入未済額は前年度より減少しているものの、依然として県税収入の決算見込額において、多額の未収金が認められることから、財政健全化に向けた財源確保と税負担の公平性の観点から、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、今後、より一層効果的かつきめ細かな徴収対策の推進に努められたい。(意見)</p>
	管財課	同 上	<p>重要物品にかかる財産調書について 重要物品として保有している公用車のうち1台について、財産調書記載金額を誤記により会計管理者へ提出したため、備品現在簿登載金額と一致しないことが認められた。 適正に処理するとともに、今後、複数の者により確認するなどチェック体制の充実に努めるべきである。(注意事項)</p>
	情報システム課	同 上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
地域振興部	企画管理室	5月29日	同 上
	市町村振興課 (選挙管理委員会)	同 上	<p>重要物品にかかる財産調書について 重要物品について、財産調書が作成されておらず、会計管理者への報告漏れが認められた。 今後、重要物品の報告については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。(注意事項)</p>

		<p>内部統制について 今回の監査において、重要物品の管理、支出事務、切手の管理等について不適正な事務処理が認められた。事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。 (意見)</p>
南部振興課	同上	<p>支出科目について 会議の開催に伴う食糧費にかかる奉仕料の支払いにおいて、誤った支出科目による支出が認められた。今後は、適正な科目で支出すべきである。 (注意事項)</p> <p>備品の管理について 平成23年度に購入、保管転換を受けた備品について、備品現在簿に記載されていないものが多数認められた。奈良県会計規則に基づき、備品現在簿への記載を適正に行うべきである。 (注意事項)</p> <p>委託契約の発注方法について 委託契約の締結において、すべての契約が随意契約によって業者選定が行われ、その大半が、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による特命随意契約であるなど、総体的に競争性の低い発注方法によって契約が行われていた。 地方公共団体の契約は、一般競争入札によることが原則であり、随意契約は限定的とされている。 今後、競争性・透明性・公平性の観点から、入札又は企画方式の競い合いが充実したプロポーザル方式の実施など、県民に対する説明責任が十分果たせるような発注方法に積極的に取り組むことが望まれる。 (意見)</p> <p>内部統制について 今回の監査において、支出科目、自動車の借上げ、備品の管理等について不適正な事務処理が認められた。事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。 (意見)</p>
復旧・復興推進室	同上	<p>自動車の借上げについて 復旧・復興推進室において使用する自動車の借上げについて、必要な会計事務手続きがなされないまま使用し、借上期間が満了していた。物品の借上げについては、契約規則等に基づき事前に必要な会計事務手続きを経たうえで、適正に業務を執行すべきである。 (指摘事項)</p>
うだ・アニマルパーク振興室	同上	<p>財産台帳の整理について 組織変更に伴う土地・建物等の財産の異動にかかる財産台帳の整理がされていなかった。組織変更により土地・建物等財産の管理に異動が生じた場合は、奈良県公有財産規則に基づき、財産台帳の整理等適切な財産管理に努めるべきである。 (注意事項)</p>
地域政策課	同上	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
文化・教育課	同上	<p>重要物品にかかる財産調書について</p>

			<p>万葉文化館（指定管理者：財団法人奈良県万葉文化振興財団）の重要物品について、会計管理者への報告漏れが認められた。</p> <p>今後、重要物品の報告については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p>
観 光 局	<p>ならの魅力創造課</p>	4月19日	<p>委託契約の発注方法について</p> <p>観光局では、競争性・透明性・公平性を一層確保した契約手続きについての監査意見を踏まえ、種々取り組みが図られてきたところであるが、平成23年度の契約において、未だ十分ではないと思われる業者選定が見受けられた。</p> <p>地方公共団体の契約は、一般競争入札によることが原則であり、随意契約は限定的とされている。</p> <p>今後、競争性・透明性・公平性の観点から、入札及び企画面の競い合いが充実したプロポーザル方式の実施など、県民に対する説明責任が十分果たせるような発注方法に一層積極的に取り組むことが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">（意見）</p>
	<p>ならのにぎわいづくり課</p>		
	<p>国際観光課</p>		
	<p>ならの魅力創造課</p>	同上	<p>財産の管理について</p> <p>著作権の取得にかかる報告を行わなかったため公有財産台帳への登録が漏れていたものや備品取得に伴う備品現在簿への登載漏れが認められた。今後は、公有財産規則及び会計規則に基づき適正な財産管理に努めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p>
<p>ならのにぎわいづくり課</p>	同上	<p>工作物にかかる公有財産の異動報告等について</p> <p>平城京歴史館関係の工作物について、取得、分任管理替に伴う公有財産異動等報告書の提出を行わなかったため、総務部長が備える公有財産台帳への登録が漏れているものが認められた。また、分任管理者が整備する公有財産台帳の副本も作成していなかった。</p> <p>今後は、奈良県公有財産規則及び関係通知に基づき適正な事務の執行に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p>	
	<p>国際観光課</p>	同上	<p>行政財産の目的外使用の許可について</p> <p>奈良国際研修館にかかる行政財産の目的外使用にあたり、申請者から提出のあった行政財産使用許可申請書に対して許可書による許可を行っていなかった。</p> <p>今後は、奈良県公有財産規則に基づき適正な事務手続きを行われたい。</p> <p style="text-align: right;">（注意事項）</p>
健 康 福 祉 部	<p>企画管理室</p>	5月18日	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
	<p>地域福祉課</p>	同上	<p>支出関係書類について</p> <p>報償費の支出において、支出負担行為決議書及び精算書等の支出関係書類が確認できないものが認められた。文書の保管、管理にあたっては、奈良県行政文書管理規則等に基づき、適切な保管・管理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（指摘事項）</p> <p>備品の管理について</p> <p>備品の管理において、奈良県社会福祉総合センターの備品が備品現在簿に記載されていない。早急に整備するとともに、今後は、奈良県会計規則に基づき備品の適正な管理に努められたい。</p>

		<p>(注意事項)</p> <p>生活福祉資金貸付金の償還未済金について 社会福祉法人・奈良県社会福祉協議会における監査において、生活福祉資金貸付金に多額な償還未済金が認められた。同協議会に対し、償還未済金の回収に向けた体制の強化を図るとともに、債権の保全及び回収に努めるよう厳重に指導されたい。 (意見)</p>
監査指導室	同上	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
障害福祉課	同上	<p>重要物品にかかる財産調書について 奈良県総合リハビリテーションセンター（指定管理者：社会福祉法人奈良県社会福祉事業団）の重要物品について、財産調書が作成されておらず、会計管理者への報告漏れ及び備品現在簿への記載漏れが認められた。 今後、重要物品の報告及び備品現在簿への記載については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。 (指摘事項)</p> <p>心身障害者扶養共済制度掛金の未収金について 心身障害者扶養共済制度の掛金において未収金の増加が認められた。 新たな未収金の発生防止に向けた取組みや文書・電話による督促等による未収金の回収に努められているが、今後も一層収納の促進に努められたい。 (注意事項)</p> <p>内部統制について 今回の監査において、未収金の増加や重要物品の管理、調定事務、証紙収納事務、支出事務等について不適正な事務処理が多々認められた。事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し厳正に対処されたい。 (意見)</p>
	2月22日	<p>重要物品にかかる財産調書について 心身障害者歯科衛生診療所（奈良県社会福祉総合センター内／指定管理者：奈良県歯科医師会）の重要物品について、財産調書への記載漏れが認められた。 今後、重要物品の報告については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。 また、心身障害者歯科衛生診療所の備品現在簿は心身障害者福祉センターが保有しているが、備品管理は障害福祉課と指定管理者が行っているため、実態に即した台帳管理等を行われたい。(注意事項)</p>
長寿社会課	5月18日	<p>証紙収納事務について 証紙収納において、奈良県収入証紙条例施行規則に定められた消印が押されていないものが認められた。今後は、規則に基づき、適正な証紙収納を行うべきである。 (指摘事項)</p> <p>負担金の精算について 平成22年度の負担金について、実績報告書が未提出であり精算を行っていないものが認められた。</p>

			<p>負担金交付要綱に基づき、精算を行うべきである。 (指摘事項)</p> <p>重要物品にかかる財産調書について 重要物品について、財産調書が作成されておらず、会計管理者への報告漏れ及び備品現在簿への記載漏れが認められた。 今後、重要物品の報告については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。 (指摘事項)</p> <p>物品の購入について 普及啓発パンフレットの購入において、会計局に購入請求すべき物品を会計局調達除外物品として処理していた。物品の購入においては、奈良県会計規則等に基づき適正な事務処理に努めるべきである。 (注意事項)</p> <p>内部統制について 今回の監査において、証紙収納事務、物品の購入、負担金の精算、重要物品の管理等について不適正な事務処理が多々認められた。事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し厳正に対処されたい。 (意見)</p>
	保険指導課	同 上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	健康づくり推進課	同 上	<p>委託契約について プロポーザルによる業務委託において、当初提示した仕様書と異なる内容で契約を締結しているものが認められた。プロポーザルの実施にあたっては、透明性・公平性・競争性の観点から適正に事務を執行するとともに、契約内容の変更を行う場合は、仕様書変更及び契約変更の手続きを行うなど、適切な契約事務に努めるべきである。 (指摘事項)</p>
こども・女性局	子育て支援課	4月27日	<p>児童扶養手当過払金における返納未済金について 児童扶養手当過払金において未収金の増加が認められた。 新たな過払いの発生防止に向けた取組みや文書・電話による督促、外部委託等による未収金の回収に努められているが、今後も一層収納の促進に努められたい。 (注意事項)</p> <p>重要物品にかかる財産調書について 重要物品について、財産調書への金額の記載誤りが認められた。 今後、重要物品の報告については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。 (注意事項)</p>
	こども家庭課	同 上	<p>児童措置費負担金の未収金について 児童措置費負担金において未収金の増加が認められた。 新たな滞納の発生防止に向けた取組みや文書・電話による督促、訪問指導、外部委託等による未収金の回収に努められているが、今後も一層収納の促進に努められたい。 (注意事項)</p> <p>母子・寡婦福祉資金貸付金における償還未済金につ</p>

			<p>いて</p> <p>母子・寡婦福祉資金貸付金の償還金において、償還未済金の増加が認められた。</p> <p>新たな償還未済金の発生防止に向けた取組みや文書・電話による督促、訪問指導、外部委託等による償還未済金の回収に努められているが、今後も一層収納の促進に努められたい。(注意事項)</p>
	女性支援課	同 上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
医療政策部	企画管理室	7月17日	<p>備品の保管転換手続きについて</p> <p>保健学院は平成16年3月31日に閉鎖されたが、同学院が保有していた備品は建物内にそのまま残された。本来であれば、その時点で所管課に対して保管転換手続きを経るべきであったが、それが行われず、建物が改修される平成22年度になって、企画管理室がこれらの備品を各所属に対して保管転換したものである。</p> <p>今後は、備品の保管転換手続きにおいて、奈良県会計規則および関係通知に基づき適正に行うべきである。(指摘事項)</p>
	地域医療連携課	同 上	<p>委託契約の発注方法について</p> <p>委託契約の締結において、そのすべてが随意契約により行われ、またその大半が、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による特命随意契約によっていることが認められた。</p> <p>地方公共団体の契約は、一般競争入札によることが原則であり、随意契約は限定的とされている。</p> <p>今後、競争性・透明性・公平性の観点から、できる限り入札又は企画面の競い合いが充実したプロポーザル方式の実施など、県民に対する説明責任が十分果たせるような発注方法に取り組むことが望まれる。(意見)</p>
	医師・看護師確保対策室	同 上	<p>看護師等修学資金貸付金の償還未済金について</p> <p>看護師等修学資金貸付金について、多額の償還未済金が認められた。</p> <p>滞納整理に向けた努力はされており、未済額全体は対前年度比で減少しているが、今後も引き続き一層の収納促進に努めるべきである。(意見)</p>
	医療管理課	同 上	<p>県立病院で使用する医療備品の検収について</p> <p>県立奈良病院及び三室病院において、平成24年3月10日から新たに電子カルテシステムが稼働したところである。</p> <p>このシステムは両病院の運営にとって重要なものであり、かつ高額なものであるにもかかわらず、物品検収調書が作成されていなかった。同調書は購入した備品を使用する前に作成すべきものであり、また県の債務確認にも必須のものであるため、今後は、会計規則等に基づき適正に処理するべきである。(注意事項)</p>
	新奈良病院建設室	同 上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	保健予防課	同 上	<p>重要物品の管理について</p> <p>重要物品である備品1件について、平成23年度に廃棄処分しているにもかかわらず、現存するもの</p>

		<p>として会計管理者に報告がされていた。</p> <p>また、備品現在簿についても、当該備品は当初から未記載のままであった。</p> <p>今後、重要物品の管理については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。 (指摘事項)</p> <p>未熟児養育医療費負担金の未収金について</p> <p>未熟児養育医療費負担金において未収金の増加が認められた。文書による督促や訪問徴収を行う等、未収金の回収に努力されているが、今後も、一層収納の促進に努められたい。 (注意事項)</p> <p>資金前渡にかかる現金出納簿の記載について</p> <p>平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、3月16日から8月29日までの間、県保健師を中心とした「奈良県健康相談班」を被災県に対し派遣したところであるが、3月分の派遣について、需用費の資金前渡にかかる現金出納簿が作成されていないこと、また、4月以降の派遣については、現金出納簿は作成されていたものの、所属長の検印を受けていないことが認められた。</p> <p>また、平成23年9月初旬に発生した台風12号災害を受けて、9月8日から12月22日までの間、県内の被災村に対しても同様の派遣をしたが、これについても、現金出納簿は作成されていたものの、所属長の検印を受けていないことが認められた。</p> <p>資金前渡に係る事務については、奈良県会計規則等の規定に基づき適正に行うべきである。 (注意事項)</p> <p>委託契約の発注方法について</p> <p>委託契約の締結において、1件を除いて随意契約により行われ、またその大半が、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による特命随意契約によっていることが認められた。</p> <p>地方公共団体の契約は、一般競争入札によることが原則であり、随意契約は限定的とされている。</p> <p>今後、競争性・透明性・公平性の観点から、できる限り入札又は企画面の競い合いが充実したプロポーザル方式の実施など、県民に対する説明責任が十分果たせるような発注方法に取り組むことが望まれる。 (意見)</p> <p>内部統制について</p> <p>今回の監査において、収入事務、物品管理事務、現金管理事務等に不適正な事務処理が認められた。</p> <p>事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて適正に処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。 (意見)</p>
薬務課	同上	<p>プロポーザルによる委託業者の決定について</p> <p>プロポーザルによる委託業者の決定について、委託上限額を上回る額を提示した業者をプレゼンテーションに参加させ、当該業者を受託者として決定した後、委託上限額以内で契約を締結している事例が認められた。</p> <p>このような取扱いは、契約における透明性・公平</p>

			性・競争性を損なうものであり、今後は、適正な事務手続きに努めるべきである。 (指摘事項)
くらし創造部	企画管理室	5月15日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	協働推進課	同上	支出にかかる事務処理について 消耗品の購入において、支払が完了していたにもかかわらず、当該業者から金額の相違した再度の請求があり、債務の確認が不十分であったため、不要な支払を行った事例が認められた。再度の支払手続きは、業者からの戻入の事実を確認せずに行ったため、一時的に二重払いとなっていた。 誤払い分については適正な手続きをとるとともに、今後は、内部統制の重要性を認識のうえ、実効性のあるチェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努めるべきである。 (指摘事項) 賃貸借契約締結日の遅延について パーソナルコンピュータの賃貸借契約において、契約締結日が大幅に遅延しているものが認められた。 今後、契約の締結については、奈良県契約規則に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (注意事項)
	青少年・生涯学習課	同上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	スポーツ振興課	同上	同上
	人権施策課	同上	専修学校等貸付金元金収入にかかる未収金について 平成22年度専修学校等貸付金元金収入において、未収金の増加が認められた。 高額滞納者に対して支払督促申立予告付催告、個別相談会の開催、個別訪問の実施により未収金の回収に努められているところであるが、なお一層未収金の縮減を図るため、引き続き収納の促進に努められたい。 (注意事項)
	消費・生活安全課	同上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
景観・環境局	環境政策課	5月11日	重要物品の管理について 重要物品にかかる会計管理者への報告について、財産調書の提出に際し、保有点数及び保有額を誤って報告した事例が複数認められた。重要物品の管理は県有財産管理の基本である。すみやかに是正するとともに、今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行い、複数の者により確認するなどのチェック体制の整備に努めるべきである。 (指摘事項) 浄化槽法定点検率の向上について 浄化槽法第11条により、浄化槽の設置者は毎年1回水質検査を受けなければならないとされている。 設置者個人にあてて受検を促す文書を発出すること等により、受検率の向上に向けた努力がされているところではあるが、県内の受検率は依然として全国の半分にも達していない状況が続いている。今後は、受検率の向上につながるような実効性のある対策に一層積極的に取り組まれたい。 (意見)

	廃棄物対策課	同 上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	風致景観課	同 上	重要物品の管理について 重要物品にかかる会計管理者への報告に際して、自動車の購入価格について、当該購入価格から既存車の下取り価格を控除している事例が認められた。これは備品現在簿への記載時点での誤りが原因となっている。いずれもすみやかに是正するとともに、今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行い、複数の者により確認するなどのチェック体制の整備に努めるべきである。(注意事項)
	自然環境課	同 上	重要物品の管理について 重要物品にかかる会計管理者への報告について、財産調書の提出に際し、現存するにもかかわらず、廃棄済みとして報告した事例が認められた。当該物品については、備品現在簿にも記載されていない。すみやかに是正するとともに、今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行い、複数の者により確認するなどのチェック体制の整備に努めるべきである。(指摘事項)
産業・雇用振興部	企画管理室	5月8日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	地域産業課	同 上	貸付金の償還未済金について 中小企業高度化資金貸付金（繊維構造改善事業貸付金を含む）、中小企業店舗高度化資金貸付金、小規模企業者等設備導入資金貸付金について、極めて多額の償還未済金が認められた。対前年度比でその額が減少している貸付金がある一方、中小企業高度化資金貸付金がそれを上回って増加したため、総額においては増加した結果となっている。 今後は、新たな償還未済金の発生防止に極力努めるとともに、債権の保全及び回収にさらに積極的に努めることにより、償還未済金の縮減を図るよう努められたい。(指摘事項) 重要物品にかかる財産調書について 重要物品として保有している公用車1台について、財産調書の提出に際して、誤った金額を会計管理者に報告している事例が認められた。すみやかに是正するとともに、今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行い、複数の者により確認するなど、チェック体制の充実に努めるべきである。(注意事項) 奈良県営競輪事業費特別会計の財政運営について 奈良県営競輪事業費特別会計については、平成21年度において収支不足により2,518万円の、また平成22年度において1億3,449万円の繰上充用がなされ、さらに平成23年度においても引き続き赤字決算の見込みとなっている。現状のまま推移すれば、会計年度独立の原則の例外であり、非常手段とされている繰上充用を3年度連続行うこととなる。 これまで経費の節減をはじめ経営の合理化に取り組まれてきたところではあるが、今後とも「奈良県営競輪経営検討委員会最終報告書」の提言や、国に

		おける自転車競技法改正の動向に留意しつつ、状況の変化に即応した適確・適切な対応を講じられることが強く望まれる。 (意見)	
	商業振興課	同上	業務委託契約の発注について 奈良県プレミアム商品券発行運營業務委託について、平成22年度は印刷・流通・コールセンターの3分野においてそれぞれ一般競争入札により契約していたが、平成23年度はこの3分野を一本化し、プロポーザル方式による随意契約としたため、結果的に参加者が一者のみであることが認められた。 地方公共団体の契約は、一般競争入札によることが原則であり、随意契約は限定的とされている。 今後、競争性・透明性・公平性の観点から、入札又は企画面の競い合いが充実したプロポーザル方式の実施など、県民に対する説明責任が十分果たせるような発注方法に積極的に取り組むことが望まれる。 また、本件委託は共同企業体との契約であるが、特に高額となる場合は、適正な履行確保等の観点から、土木建設事業のJV方式に係る手続規定を参考にするなど、慎重な事務手続きが望まれる。 (意見)
	工業振興課 創業・経営支援室	同上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	企業立地推進課	同上	同上
	雇用労政課	同上	同上
農 林 部	企画管理室	5月25日	同上
	マーケティング課	同上	資金前渡にかかる精算について 被災県への職員派遣に伴うガソリン代を資金前渡していたが、支出額が不確定であるのに「資金前渡(確定)」とし、現金出納簿への記載がなされず、また、精算及び返納手続きが著しく遅延しているのが認められた。 今後は、奈良県会計規則に基づき適正に処理すべきである。 (指摘事項)
	農業水産振興課	5月23日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	農業経済課	5月25日	同上
	畜産課	5月23日	重要物品にかかる財産調書について 重要物品について、財産調書への記載漏れが認められた。 今後、重要物品の報告については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。 (注意事項) 手数料の徴収について 家畜保健衛生所の手数料の徴収において、証紙で収納すべきところ現金で徴収し、後日職員が証紙を購入して申請書に貼付していることが認められた。 現金による徴収は畜産農家の便宜を図り事務事業を円滑に進めるためと思料される。 このことは、奈良県手数料条例において、当該所属が行う家畜にかかる検査、投薬及び注射の手数料徴収時期は、それぞれの行為を実施するときと規定

		<p>されていること、また、奈良県収入証紙条例施行規則には、当該業務にかかる手数料は証紙で徴収することと定められていることによる。</p> <p>業務の実態や手数料条例の規定を鑑みて、手数料徴収のあり方について様々な視点から検討されることが望まれる。 (意見)</p>
畜産流通振興室	同 上	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
地域農政課	同 上	<p>農業改良資金貸付金の償還未済金について</p> <p>農業改良資金貸付金の償還金において、多額の償還未済額が認められた。</p> <p>支払い督促や分割返済の実行等、未収金の回収に向け努力されているが、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、今後も一層、未収金の収納の促進に努められたい。 (意見)</p>
農村振興課	同 上	<p>行政財産の使用許可について</p> <p>農道整備事業により整備した道路敷地において、電柱及び支線等にかかる行政財産の使用許可に不適切な事務処理が認められた。</p> <p>地元市町村への移管手続きが当初の予定より約2ヶ月遅れたことから、使用許可期間誤り及び使用料の徴収不足が生じたものである。</p> <p>使用料の徴収不足について処理するとともに、今後は内部チェック体制の整備を図り適正な事務処理に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>重要物品にかかる財産調書について</p> <p>重要物品について、財産調書への記載漏れが認められた。</p> <p>今後、重要物品の報告については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。 (注意事項)</p> <p>国営総合農地開発事業費分担金の未収金について</p> <p>国営総合農地開発事業費分担金にかかる未収金は減少したものの、なお多額の未収金が認められた。</p> <p>督促状の送付を行うとともに、土地改良区に対して戸別訪問や法的措置等の取組強化を指導し、未収金の収納対策について取り組まれているが、今後も一層、未収金の収納の促進に努められたい。 (意見)</p> <p>内部統制について</p> <p>今回の監査において、収入事務、財産事務、物品管理事務等に不適正な事務処理が認められた。</p> <p>事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。 (意見)</p>
林業振興課 奈良の木ブランド課	5月25日	<p>行政財産使用許可の使用料について</p> <p>21世紀の森、森林学習展示館に設置の自動販売機にかかる行政財産使用許可について、使用料の調定及び納入通知書における納入義務者の誤記により、申請人とは異なった者から使用料の収納が認められた。</p> <p>今後は、複数者によるチェック体制の整備を図り、適正に処理すべきである。 (指摘事項)</p>

			<p>林業改善資金貸付金にかかる償還未済金について 林業改善資金貸付金の償還未済額が前年度から増加し、なお多額の償還未済額が認められた。 支払い督促や分割納付金額の増額指導等、未収金の回収に向け努力されているが、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、今後も一層、未収金の収納の促進に努めるべきである。(注意事項)</p> <p>補助事業にかかる実績報告書の確認について 県産材利用促進にかかる補助事業において、実績報告書に補助事業者以外の支出証拠書類の添付が認められた。 補助金交付要綱の規定に基づき提出された実績報告書に添付された支出証拠書類が補助事業者が補助事業を実施したことを確認するのに十分といえない資料であったことから、今後、補助事業者から提出される実績報告書の内容について十分確認のうえ、補助金の額の確定を行うべきである。(注意事項)</p> <p>重要物品にかかる財産調書について 県森林組合連合会が運営する林業機械化推進センターへ貸し付けている重要物品の一部について、財産調書が作成されておらず、会計管理者への報告漏れが認められた。 今後、重要物品の報告については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。(注意事項)</p> <p>内部統制について 今回の監査において、収入・支出事務、補助金支出事務等に不適正な事務処理が散見された。 事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。(意見)</p>
	森林整備課(旧全国育樹祭推進室を含む)	同 上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
土 木 部	企画管理室	6月8日	<p>公用車使用中における事故及び毀損について 郡山土木事務所及び五條土木事務所において、公用車使用中の事故が認められた。 部局内各課室及び出先機関に対し、公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。(意見)</p>
	公共工事契約課	同 上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	用地対策課	同 上	同 上
	技術管理課	同 上	同 上
	建設業指導室	同 上	同 上
	道路・交通環境課	6月6日	<p>委託契約にかかる変更手続きについて 委託契約において、業務内容の変更に伴い契約金額の変更が生じたが、履行期限を経過し業務が完了したにもかかわらず、変更契約書を締結していないものが認められた。 今後、奈良県契約規則に基づき、契約の変更にあたっては適時に変更契約書を作成し、適正な契約事</p>

		<p>務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>重要物品にかかる財産調書等について</p> <p>重要物品について、財産調書への記載漏れ及び備品現在簿への記載誤りが認められた。</p> <p>また、一部の備品について、備品現在簿への記載漏れが認められた。</p> <p>今後は、内部のチェック体制の充実を図り、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。(指摘事項)</p> <p>電線共同溝事業における瑕疵について</p> <p>平成20年度から平成22年度までに施工した電線共同溝工事において、請負業者の瑕疵による施工不良が判明した。施工不良工事については修補及び損害賠償請求を行っていくとのことであるが、請負業者への指導はもとより、今後の再発防止に向け、特に不可視部分の施行状況確認等については、徹底した施工監理を行えるよう早急に的確な対策を講じられたい。(意見)</p>
	道路建設課	<p>同 上</p> <p>委託契約にかかる変更手続きについて</p> <p>委託契約において、履行期間の延長を行うにあたり、当初契約の履行期間が終了したにもかかわらず、延長の変更契約書を締結していないものが認められた。</p> <p>今後、奈良県契約規則に基づき、契約の変更にあたっては適時に変更契約を締結し、適正な契約事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p>
	道路管理課	<p>同 上</p> <p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
	河川課	<p>6月8日</p> <p>同 上</p>
	砂防課 深層崩壊対策室	<p>6月6日</p> <p>同 上</p>
	下水道課	<p>6月8日</p> <p>同 上</p>
まちづくり推進局	地域デザイン推進課	<p>7月12日</p> <p>同 上</p>
	都市計画室	<p>同 上</p> <p>同 上</p>
	公園緑地課	<p>同 上</p> <p>重要物品にかかる財産調書等について</p> <p>重要物品について、財産調書への記載漏れが認められた。</p> <p>また、一部の備品について、備品現在簿への記載漏れが認められた。</p> <p>今後は、内部のチェック体制の充実を図り、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p>
	奈良公園室	<p>同 上</p> <p>奈良県観光自動車駐車場にかかる使用料の減免について</p> <p>奈良県観光自動車駐車場では、奈良公園周辺における渋滞の解消を目的として、平成23年度から観光バスの駐車場予約制を導入しており、事前予約を行った場合は、奈良県観光自動車駐車場条例の減免規程を適用して使用料を徴収している。</p> <p>しかしながら、この使用料の減免について、決裁による手続きを経ず施行されていた。</p> <p>当該条例では、「知事は、公益上その他の事由により必要であると認めるときは、使用料を減免するこ</p>

とができる」とされており、これを適用する場合は、適切な決裁処理を行ったうえで執行するべきである。今後は、事務決裁規程及び関連通知に沿って適正な事務手続きに努められたい。(指摘事項)

行政財産使用料の調定について

継続分の行政財産使用許可にかかる使用料について、調定額の誤り及び調定期期の遅延が認められた。

適正に処理するとともに、今後は、内部のチェック体制の充実を図り、奈良県行政財産使用料条例及び同施行規則に基づき適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)

設計変更に関する取り扱いについて

工事の設計変更においては、土木部長通知により、変更契約を行う前に発注者と受注者とが十分な協議を行ったうえで、「設計変更協議書」を取り交わすこととなっているが、取り交わし方が妥当でない工事が認められた。

今後は、関連通知に沿って、適正な設計変更にかかる事務処理に努められたい。(注意事項)

公有財産の管理について

工作物の取得に伴う公有財産異動等報告書の提出を行わなかったため、総務部長が備える公有財産台帳への登録が漏れているものが認められた。

今後は、奈良県公有財産規則及び関係通知に基づき適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)

委託契約の業者選定手続きについて

委託契約の業者選定において、多額の契約にもかかわらず、選定審査会に諮ることなく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき)に基づく一者による随意契約を行っているものが認められた。

また、委託契約の発注方法においては、競争入札やプロポーザル方式等も採用されているが、総体的に一者による随意契約が多い傾向となっているため、今後、競争性・透明性・公平性の観点から、業者選定の手続きについては厳正かつ慎重に行うよう努められたい。(意見)

内部統制について

今回の監査において、収入事務、財産の管理事務、契約事務等について不適正な事務処理が多々認められた。

事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し厳正に対処されたい。(意見)

住宅課

2月3日

県営住宅における財産の管理について

一部の県営住宅において、県営住宅駐車場を管理する自治会組織(以下「管理組織」という。)が敷地内に相当数の駐車区画を県に無許可で設置し、長年にわたり利用者から使用料を徴収していた事実が判明した。

また、県が設置した駐車場における駐車区画の一部について、管理組織は県に使用料を納付せず、利

	<p>用者から使用料を徴収していた事実も判明した。</p> <p>公営住宅法により、事業主体は、常に公営住宅及び共同施設の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うよう努めることを義務付けられており、このような事態を確認できなかったことは、財産の管理が不十分であったと言わざるを得ない。</p> <p>本件に関して、速やかに調査の上厳正な法的対応を行うとともに、今後、駐車場管理について適確かつ具体的な事務の改善に取り組むべきである。</p> <p>また、他の県営住宅団地においても、同様の不適正な事例がないか速やかに調査を行い確認すべきである。 (指摘事項)</p> <p>包括外部監査の意見に対する対応について</p> <p>平成16年度の包括外部監査において、県営住宅における財務事務について監査が行われ、県営住宅駐車場の管理についても、使用料算定の妥当性についての検討や駐車場管理事務の適正な検査等について意見が述べられている。</p> <p>再度この意見を真摯に受け止め、適切かつ具体的に対応されることを望む。 (意見)</p>
7月12日	<p>県営住宅に係る水道料金の未収について</p> <p>一部の県営住宅では、入居者が利用する水道料金を県側で各入居者から集金し、市水道局に支払っている。この入居者の水道料金は毎年未収金が発生しており、平成23年度においても増加傾向にあることが認められた。</p> <p>今後一層、県営住宅管理事務所や指定管理者と連携を図り、未収金の発生防止及び収納促進に努められたい。 (指摘事項)</p> <p>歳入にかかる科目の誤りについて</p> <p>県営住宅の敷金収入において、誤った収入科目により収入しているものが認められた。</p> <p>今後は、チェック体制の充実を図り、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p>県営住宅使用料等の未収金について</p> <p>県営住宅使用料、入居者負担修繕費及び明渡請求後の住宅損害金において、未収金の増加が認められた。</p> <p>滞納者に対し明渡訴訟や強制執行などの法的措置等種々収納対策を講じられているが、今後一層、未収金の発生防止及び収納促進に努められたい。 (注意事項)</p> <p>県営住宅敷地内に無断設置された駐車場への対応について</p> <p>平成23年度に一部の県営住宅において、県に無許可で駐車区画を設置し、使用料を徴収していた事例が判明したことから、前回監査において、本件の速やかな調査及び厳正な法的対応等について求めていたところであるが、調査に一定の進展は見られるものの、引き続き対応に努力が必要な状況にある。</p> <p>今後、速やかに適確かつ厳正な措置を講じるとともに、調査結果を踏まえ、駐車場管理をはじめ県営住宅の財産管理の適正化に向けて取り組みの強化を図られたい。 (意見)</p>

			<p>内部統制について 今回の監査において、収入事務、未収金対策、財産管理等について不適切な案件が複数認められた。事務の執行にあたっては、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備するとともに、懸案事項については積極的な対応を望む。 (意見)</p>
	建築課	同上	<p>契約の変更手続きについて 受託業務を実施するにあたり、契約書に記載する手数料の額に変更が生じているにもかかわらず、変更契約の締結を行っていなかった。 今後、会計規則等に基づき適正な契約事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>重要物品の備品現在簿への記載について 重要物品である自動車の価格について、備品現在簿に下取り価格を含まずに記載すべきところ、購入価格から既存車の下取り価格を控除して記載している事例が認められた。修正するとともに、今後は記載について複数で確認するなどチェック体制の整備に努められたい。 (注意事項)</p>
	営繕課	同上	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
会計局	会計局	8月2日	<p>公用車の自動車損害賠償責任保険料の支出方法について 公用車の自動車損害賠償責任保険料の支出については、車検業者が自動車損害賠償責任保険の代理店を兼ねている場合、前金払の方法により支出しなければならないが、通常の方法により支出したため、保険代理店による立替払の扱いとなっている事例が散見された。 本件について、従前から各所属に対し指導等行われているところであるが、依然徹底されていない状況にあるため、今後一層の周知徹底を図られたい。 (意見)</p> <p>共同企業体への発注について 近時、企業連携・協業化が進行する中、委託契約における共同企業体への発注は増加しつつある。共同企業体は、法律上の法人格を持たず法的拘束力が弱いことから、その手続きにおいて、適正な履行確保等の観点から、慎重な取り扱いが求められている。 しかしながら、土木建設事業を除いて、現在締結されている協定書には出資割合や利益金等の項目について明記されておらず、また資格審査も十分に行われていない状況にある。 このような状況に鑑み、今後、適正な契約の履行確保に資するため、共同企業体への発注について検討し、適切な指導に努められたい。 (意見)</p>
水道局	水道局	7月27日	<p>日々雇用職員にかかる賃金支給誤りについて 日々雇用職員にかかる賃金支給において、採用当初より賃金日額の算定誤りにより平成21年度から3年度にわたって支給不足が認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 (注意事項)</p> <p>工事等における設計変更事務手続きについて</p>

			<p>工事等における設計変更事務手続きについて設計変更伺書による決裁等は行われていたが、請負業者との「設計変更協議書」が取り交わされていない設計変更が散見された。</p> <p>土木部においては、設計変更に関する事務の適正化を図る為、発注者と受注者が立ち会いによる事象を確認後、「指示書」・「協議書」により両者合意のうえ対応するものとしている。</p> <p>貴局においても、設計変更事務の適正化を図るため、文書等による適切な対応に取り組まれない。</p> <p>(意見)</p>
議会事務局	議会事務局	同上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
教育委員会	企画管理室	8月7日	同上
	福利課	同上	同上
	学校支援課	同上	<p>奨学資金貸付金の償還未済について</p> <p>新規の貸付が終了している高校奨学資金貸付金、大学奨学資金貸付金及び高等学校全日制課程等修学奨励金については、返還相談会の開催や支払督促等の法的措置を実施するとともに、回収困難な債権については民間に委託するなど未済金の回収に努められているところであるが、償還未済額の増加が認められたので、今後も一層収納の促進に努められたい。</p> <p>また、上記の三奨学資金等に代わり、創設された修学支援奨学金及び育成奨学金についても、償還未済額の増加が認められたので、当該貸付金についても、今後も一層収納の促進に努められたい。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>高等学校授業料の未収金について</p> <p>高校授業料の未収金については、平成22年度から授業料が無償化となり新規の未収金は発生していないが、依然として過年度分の未収金が多額である。県教育委員会としては、該当校に対し指導、支援に努められ、前年度から減少しているが、今後も適正な徴収事務に積極的に取り組むよう、引き続き指導されたい。</p> <p>(意見)</p>
	教職員課	8月2日	<p>業務委託の履行期限について</p> <p>パンフレットデザイン委託において、業務完了日が履行期限を過ぎていたが、履行期限の延長がされていなかった。委託業務が履行期限内に履行できない場合は延期願を提出させるなど、奈良県契約規則に基づき適正に契約事務を執行すべきである。</p> <p>(注意事項)</p>
	学校教育課	同上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	生徒指導支援室	同上	同上
	人権・地域教育課	同上	同上
	保健体育課	同上	同上
文化財保存課	8月7日	<p>納入通知書の納期限について</p> <p>文化財修理等受託事業にかかる受託料の納入通知書において、納期限が不適正なものが散見された。奈良県会計規則では、納入通知書に記載すべき納期限は、法令又は契約に定めのある場合を除き、当該</p>	

			<p>納入通知書を発する日から20日以内において定めるものとなっている。今後は、奈良県会計規則に基づき適正な事務処理に努めるべきである。 (注意事項)</p> <p>資金前渡の未執行について 郵便切手を購入するために年度末に資金前渡していたが、支出を失念し、新年度になったため執行できず、未執行のまま全額戻入していた。 切手の購入にあたっては、使用の見込量と残高を十分精査し、必要量を計画的に購入するとともに、資金前渡の執行管理については、内部統制の重要性を認識のうえ、チェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努めるべきである。 (注意事項)</p> <p>現金出納簿について 視察に伴う駐車料金等において、資金前渡による手続きを行っていたが、資金前渡職員が備え、現金の受払を記帳する現金出納簿が作成されていなかった。 今後は、奈良県会計規則の規定に基づき、資金前渡を受けた職員は現金出納簿に必要な事項を適正に記載するべきである。 (注意事項)</p> <p>内部統制について 今回の監査において、納入通知書の納期限、資金前渡の執行、現金出納簿等について不適正な事務処理が認められた。事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。 (意見)</p>
	文化財保存事務所	同上	<p>重要物品にかかる財産調書について 重要物品について、財産調書が作成されておらず会計管理者への報告漏れが認められた。 今後、重要物品の報告については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。 (注意事項)</p>
行政委員会	人事委員会事務局	3月28日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	監査委員事務局	8月8日	同上
	労働委員会事務局	3月21日	同上
公安委員会	警察本部	7月27日	<p>重要物品にかかる財産調書について 重要物品について、財産調書記載金額を誤記により会計管理者へ提出したため、備品現在簿登載金額と一致しないことが認められた。 適正に処理するとともに、今後、複数の者により確認するなどチェック体制の充実に努めるべきである。 (注意事項)</p> <p>放置違反金の未収金について 放置違反金において、多額の未収金が認められた。 文書、電話等による督促、訪問または、滞納処分等により未収金の回収に努められており、未収額も減少しているが、今後も一層収納の促進に努められたい。 (意見)</p> <p>公用車使用中における事故について 警察本部及び警察署において、公用車使用中の事</p>

		<p>故が認められた。</p> <p>前年度に比較して事故件数は減少しているものの、事故内容については通常走行中での追突事故や駐車時の不注意による事故が多く、警察本部各課及び各警察署に対し、自動車事故防止に向けて職員への安全運転意識の徹底を図り、公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。(意見)</p> <p>工事等における設計変更事務手続きについて</p> <p>工事等における設計変更事務手続きについて、口頭による指示・協議での設計変更が認められた。口頭だけでは請負者との確実な履行状況の確認等が出来ないばかりか、トラブルの原因になる恐れも思料される。</p> <p>土木部においては、設計変更に関する事務の適正化を図る為、発注者と受注者が立ち会いによる事象を確認後、「指示書」・「協議書」により両者合意のうえ対応するものとしている。</p> <p>警察本部においても、設計変更事務の適正化を図るため、文書等による適切な対応に取り組まされたい。(意見)</p>
--	--	--

イ 出先機関

部 局 名	所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
総 務 部	自治研修所	2月3日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
地 域 振 興 部	県立大学	1月27日	<p>備品の管理について 備品の購入において、請書を提出させていなかった。また、検査書と納品書により納品確認は行っていたが、物品検収調書を作成せず、納品書に納品者の納品日確認及び署名がないものが認められた。さらに、重要物品である備品の一部において、備品現在簿への登載漏れが認められた。 今後は、奈良県契約規則、会計規則及び関係通知に基づき、適正な備品管理を行うべきである。 (指摘事項)</p> <p>自動販売機にかかる行政財産使用許可について 自動販売機にかかる行政財産使用許可において、使用許可面積に誤りが認められた。実態に即して、許可申請が行われた上で、使用料の徴収をすべきである。 (注意事項)</p> <p>通勤手当の支給について 通勤手当の支給について、事務処理を誤ったため、1件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。 (注意事項)</p> <p>支出科目について 施設の改修工事において、誤った支出科目による支出が認められた。今後は、適正な科目で支出すべきである。 (注意事項)</p> <p>工事及び委託にかかる契約について 工事請負契約及び業務委託契約において、特定の業者からの見積書徴収による随意契約が散見された。工事請負及び業務委託にかかる業者の選定にあたっては、工事内容・委託内容等十分検討するとともに、業者選定審査会を設けるなど、競争性、公平性、透明性の確保に努められたい。又、不落随意契約により工事請負契約を締結しているものがあつたが、当初の入札において予定価格と応札価格に相当な乖離が認められた。 予定価格の設定及び不落随意契約にあたっては、内容等を十分照査し慎重な対応に努められたい。 (意見)</p> <p>内部統制について 今回の監査において、行政財産使用許可、職員手当認定事務及び支出科目等について不適正な事務処理が多々認められた。事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し厳正に対処されたい。 (意見)</p>
	図書情報館	同 上	<p>利用契約の締結について オンラインデータベースの利用契約について、契約規則に定められている限度額を超えて随意契約が行われていた。契約規則を遵守し、適正に行うべきである。</p>

			<p>また、この契約においては見積競争により随意契約が行われていたが、2者から見積書を徴取し、2者が同額であったにもかかわらず、実績があるという理由で一方の業者に決定していた。契約締結にあたっては、奈良県契約規則等に従い適正に行うべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出にかかる事務処理について 複写機用消耗品代の支出手続きにおいて、誤って財務端末で支出命令の入力を重複して行ったため、3重に支払っていた事例が認められた。誤払い先からの問い合わせで誤りが判明し、戻入したものである。 今後は、内部統制の重要性を認識のうえ、チェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努めるべきである。 (注意事項)</p> <p>図書発注における会計書類の作成について 図書の購入については、資料選定委員会で購入の決定をし物品購入システムに入力はしていたが、一部の発注事務において、物品購入伺書を作成しておらず、また、納品書と現物による確認は行っていたものの、検査書等を作成していないものが認められた。さらに、随意契約の一部において随意契約理由書が作成されていないものが認められた。物品購入伺書、物品検査書、物品検収調書等を作成するとともに、随意契約の場合は随意契約理由書を作成するなど、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正な事務執行に努めるべきである。 (注意事項)</p> <p>重要物品の管理について 重要物品である備品の一部において、備品現在簿への登載漏れが認められた。すみやかに登載するとともに、今後は奈良県会計規則及び関係通知に基づき適切に管理すべきである。 (注意事項)</p> <p>内部統制について 今回の監査において、支出事務、委託契約、会計書類の作成、物品の管理等について不適正な事務処理が多々認められた。事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し厳正に対処されたい。 (意見)</p>
	美術館	2月17日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
健康福祉部	心身障害者福祉センター	2月22日	<p>自動販売機にかかる行政財産使用許可について 自動販売機にかかる行政財産使用許可において、使用許可面積及び使用料に誤りが認められた。実態に即して許可申請が行われた上で使用許可するとともに、適正な使用料を徴収すべきである。 (注意事項)</p>
	身体・知的障害者更生相談所	同上	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	登美学園	2月15日	同上
こども・女性局	女性センター	2月3日	同上
医療政策部	葛城保健所	4月23日	同上

保健環境研究センター	4月27日	<p>重要物品にかかる財産調書について</p> <p>重要物品にかかる会計管理者への報告について、財産調書の提出に際し、廃棄済みであるにもかかわらず現存するものとして報告した事例と、廃棄額を誤って報告した事例が認められた。すみやかに是正するとともに、今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行い、複数の者により確認するなどのチェック体制の整備に努めるべきである。 (注意事項)</p>
奈良病院	7月20日	<p>医業収入の未収金について</p> <p>医業収入において、個人未収金に大幅な増加が認められた。</p> <p>回収に向けて、再来受診時の会計窓口での催告、電話・文書による督促、分割納付による収納相談を行うなど努力はされているが、今後も引き続き適正な債権管理及び効果的な方法による早期回収に努めるとともに、新たな未収金発生防止に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>通勤手当の支給について</p> <p>前年度に引き続き、通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、2件の過払い及び1件の支給不足が認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 (指摘事項)</p> <p>住居手当の支給について</p> <p>住居手当の支給において事務処理を誤ったため、2件の過払いが認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 (注意事項)</p> <p>通勤報償費の支給について</p> <p>日々雇用職員に係る通勤報償費の支給において事務処理を誤ったため、1件の過払いが認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 (注意事項)</p> <p>委託業務にかかる契約締結日の遅延について</p> <p>一般競争入札により契約を行った委託業務において、落札の日から大幅に遅延して契約を締結しているものが認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則に基づき遅滞なく契約を締結し、適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p>工事にかかる業者選定について</p> <p>工事請負契約において、特定の業者からの見積もり徴収による随意契約が散見された。工事請負にかかる業者の選定にあたっては、特定業者に偏らないように検討するとともに、業者選定審査会を開催するなど、業者選定の競争性、公平性、透明性の確保に努められたい。 (注意事項)</p> <p>随意契約の見直しについて</p> <p>委託契約のうち、極めて長期間にわたり、同一の業者と随意契約しており、またその理由・根拠が薄弱である事例が認められた。</p> <p>今後は、一般競争入札やプロポーザル方式など、公平性、透明性、競争性の高い業者選定方法をとる</p>

		<p>よう検討されたい。(意見)</p> <p>医療用器械備品の取得時期について</p> <p>昨年度、同じ案件により「意見」を発したにもかかわらず、今年度においても医療用器械備品の取得時期が年度末に集中しているのが認められた。最新の医療機器を導入して活用することは、疾病の的確な診断及び治療において重要なことであり、患者サービスの向上にもつながることから、今後は、計画的・効果的な予算執行に努め、適切な時期に医療機器を取得されるよう改善されたい。(意見)</p> <p>内部統制について</p> <p>今回の監査において、手当支給事務、委託・工事発注事務等に不適正な処理が多々認められた。事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて適正に処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し、厳正に対処されたい。(意見)</p>
三室病院	7月20日	<p>診療報酬請求にかかる未収等について</p> <p>平成22、23年度診療分の診療報酬請求書(以下「レセプト」という。)について、高額レセプトに添付する症状詳記(コメント)が未作成等の理由により、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会等へ未請求となっているものが多数認められた。</p> <p>また、両団体から返戻のあったレセプトについても、再請求せず留保しているものが複数認められた。本件は、前回監査において速やかな診療報酬請求について意見を付したところであるが、未だ改善への取り組みが不十分な状況にあった。</p> <p>今後、早急に要因分析を行った上で改善策を講じ、速やかなレセプト請求により保留レセプトの長期滞留の縮減に努められたい。(注意事項)</p> <p>住居手当の支給について</p> <p>住居手当の支給において事務処理を誤ったため、1件の過払いが認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。(注意事項)</p> <p>工事にかかる業者選定について</p> <p>工事請負契約において、特定の業者からの見積もり徴収による随意契約が散見された。工事請負にかかる業者の選定にあたっては、特定業者に偏らないように検討するとともに、業者選定審査会を開催するなど、業者選定の競争性、公平性、透明性の確保に努められたい。(注意事項)</p> <p>医業収入の未収金について</p> <p>医業収入において、多額の個人未収金が認められた。</p> <p>回収に向けて、再来受診時の会計窓口での催告、電話・文書による督促、分割納付による収納相談を行うなど努力されており、対前年度比では減少している。</p> <p>しかしながら、残額が多額であるので、今後も引き続き適正な債権管理及び効果的な方法による早期回収に努めるとともに、新たな未収金発生の防止に</p>

			<p>努められたい。</p> <p>また、平成20年度に発覚した入院の診療報酬請求漏れにかかる分についても、速やかな収納に努められたい。(意見)</p> <p>医療用器械備品の取得時期について</p> <p>医療用器械備品の取得時期が年度末に偏っていることが認められた。最新の医療機器を導入して活用することは、疾病の的確な診断及び治療において重要なことであり、患者サービスの向上にもつながることから、今後は、計画的・効果的な予算執行に努め、適切な時期に医療機器を取得されるよう検討されたい。(意見)</p> <p>内部統制について</p> <p>今回の監査において、診療報酬請求事務、手当支給事務、工事発注事務等に不適正な処理が多々認められた。</p> <p>事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて適正に処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し、厳正に対処されたい。(意見)</p>
	五條病院	同上	<p>薬品の購入に係る契約事務手続について</p> <p>薬品の購入については、年度当初に医療管理課からの通知に基づき各納入業者と単価契約を締結し、年度末の3月に同課からの最終価格の確定通知を受けて、速やかに変更契約を締結することとなっている。</p> <p>しかしながら、一部の業者との間で、変更契約の手続がなされていなかった。</p> <p>今後は、定められた事務手続を適正に行うべきである。(指摘事項)</p> <p>医業収入の未収金について</p> <p>医業収入において、多額の個人未収金が認められた。</p> <p>回収に向けて、再来受診時の会計窓口での催告、電話・文書による督促、分割納付による収納相談を行うなど努力されており、対前年度比では減少している。</p> <p>しかしながら、残額が多額であるので、今後も引き続き適正な債権管理及び効果的な方法による早期回収に努めるとともに、新たな未収金発生の防止に努められたい。(意見)</p>
産業・雇用振興部	競輪場	3月28日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	工業技術センター	2月15日	<p>随意契約事務の適正な執行について</p> <p>見積競争により随意契約した業務委託において、各業者から徴した見積書の記載内容にばらつきがあり、同一の条件に基づく競争であるとはいえない事例が認められた。また、最低金額を提示した業者と契約を締結したが、当該業者の見積書は当センターが示した仕様書を十分満たすものではなかった。今後、業者から見積書を徴して随意契約を締結しようとする場合は、仕様書どおりの条件となっていることを確認する等、事務の適正な執行に努めるべきである。(注意事項)</p>

農 林 部	中央卸売市場	4月6日	<p>市場使用料等にかかる未収金について 市場使用料等にかかる多額の収入未済額が認められた。 未収金の回収に向け努力されているが、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、今後、一層の収納促進に努めるべきである。(注意事項)</p>
	農業総合センター	2月20日	<p>自動販売機にかかる行政財産使用許可について 自動販売機に併設されているゴミ箱について実際には行政財産を占有しているにもかかわらず、申請者より行政財産の使用許可申請書が提出されず、使用許可、使用料の徴収が行われていないことが認められた。実態に即して、許可申請が行われ、使用料の徴収をすべきである。(注意事項)</p> <p>重要物品の管理について 重要物品にかかる会計管理者への報告について、財産調書の提出に際し、廃棄済みであるにもかかわらず現存するものとして報告した事例が認められた。すみやかに是正するとともに、今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。 また、点検や修理を行うことなく放置している重要物品が複数認められた。 今後、重要物品の管理にあたっては、それぞれの目的、性質、価値等に応じた適正な管理に努めるべきである。(注意事項)</p>
	病虫害防除所	同上	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
	家畜保健衛生所	4月6日	<p>手数料の徴収について 手数料の徴収において、証紙で収納すべきところ現金で徴収し、後日職員が証紙を購入して申請書に貼付していることが認められた。 家畜検査手数料、家畜投薬手数料及び家畜注射手数料は、畜産農家に出向きそれぞれの行為を実施するときに証紙で徴収することと定められている。 現金による徴収は、畜産農家の便宜を図り事務事業を円滑に進めるためと思料されるが、奈良県収入証紙条例施行規則に則った徴収事務を行うべきである。(指摘事項)</p> <p>公共料金の資金前渡について 公共料金の自動口座振替払いにおいて、電気代、ガス代、水道代、電話代等を包括的な資金前渡により支出しているが、年度末の精算手続きを行わず、残金を翌年度の前渡資金に充当していた。また、それぞれの経費ごとに残高不足にならないよう資金管理することとされているが、電話代等において残高不足が生じ、一時的に他の経費として資金前渡された資金から支払っているものが認められた。 今後は会計規則に基づき適正な支出事務処理を行うとともに、各経費毎に残高不足にならないよう適正な資金管理を行うべきである。(指摘事項)</p> <p>産業廃棄物処理委託契約について 産業医療廃棄物処理委託業務に係る契約について、不適切な契約事務が認められた。 見積競争により委託契約の相手方はA社と決定し</p>

			<p>ているにも関わらず、業務の内容によりA社の「収集・運搬」とB社の「処理・処分」に分割のうえ、それぞれの業務を担当する2業者と委託契約（単価契約）を締結していた。なお、費用はA社から提出される請求書に基づき一括して支払っている。</p> <p>今後、契約事務の執行にあたっては、適正な債権者と契約を締結する等、適正な事務処理に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p>内部統制について</p> <p>今回の監査において、収入・支出事務、物品購入事務、委託契約事務等に不適正な事務処理が多々認められた。</p> <p>事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し厳正に対処されたい。（意見）</p>
	森林技術センター	2月20日	<p>自動販売機にかかる行政財産使用許可について</p> <p>自動販売機にかかる行政財産使用許可において、使用許可面積に誤りが認められた。実態に即して許可申請が行われた上で使用許可するとともに、適正な使用料を徴収すべきである。（注意事項）</p> <p>重要物品にかかる財産調書について</p> <p>3件の重要物品について、財産調書への記載漏れが認められた。</p> <p>今後、重要物品の報告については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。（注意事項）</p> <p>内部統制について</p> <p>今回の監査において、収入・支出事務、物品購入事務、行政財産使用許可事務等に不適正な事務処理が散見された。</p> <p>事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。（意見）</p>
土木部	流域下水道センター	4月23日	<p>土木関係行政財産使用料について</p> <p>自動販売機に併設されているゴミ箱について、実際には都市公園を占有しているにもかかわらず、申請者からの使用許可申請に記載されず、使用料の徴収が行われていないものが認められた。</p> <p>また、工作物の設置にかかる行政財産使用料について、算定にかかる取扱いを誤ったため、徴収誤りとなっている案件が認められた。</p> <p>今後は、奈良県都市公園条例等例規及び関係通知に基づき適正な事務の執行に努めるべきである。（注意事項）</p>
まちづくり推進局	JR奈良駅連続立体・街路事務所	3月21日	<p>印刷物作成における事務処理について</p> <p>印刷物の作成にあたり、物品購入システムへの入力を行わず、物品検査書を作成していないものが認められた。</p> <p>印刷物作成に際しては、適切に物品購入システムへの入力を行い、納品確認に際しては、物品検査書を作成し適切に検収を行うなど、今後、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正な事務処理を行うべ</p>

			きである。 (注意事項)
	奈良公園管理事務所	4月10日	<p>奈良公園施設使用料について</p> <p>奈良県立都市公園条例に基づく奈良公園施設使用料において、配電用支持物等の占用にかかる使用料を徴収していない事例が認められた。</p> <p>今後、関係例規に基づき適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p>
	平城京歴史館	2月15日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	県営住宅管理事務所	8月10日	<p>事務の見直しについて</p> <p>当該所属は、奈良県住宅供給公社が長年実務を行ってきた県営住宅の維持管理及び家賃収納等の業務を平成23年度から所掌し、基本的に従前に倣って事務処理を行っているため、支出の必要性や契約の見直しを検討すべきものが見受けられた。</p> <p>今後は、合規性・効率性・有効性の観点から、早期に事務内容の見直しを図り、適切な事務の執行に努められたい。 (意見)</p>
教育委員会	橿原考古学研究所	4月13日	<p>行政財産使用許可の使用料について</p> <p>前年度に引き続き、行政財産使用許可において不適正な事務が行われていた。使用料算出にあたり前年度の建物使用料単価を使用したため使用料の過徴収が認められた。適正に処理するとともに、今後の事務処理に留意すべきである。 (指摘事項)</p> <p>印刷業務にかかる契約について</p> <p>年度当初に必要な印刷物の契約において、当該年度の予算でありながら入札手続きを前年度の3月上旬に行い、落札日以降に落札者に印刷業務に着手させ、契約は予算執行が可能となる4月に締結するなど、不適正な事務処理が認められた。</p> <p>地方自治法において、契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い行わなければならないとされている。</p> <p>今後は、実態に即した予算計上を検討するとともに、奈良県契約規則及び関係法令を遵守し、適切な契約事務に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>開札録の作成について</p> <p>業務委託契約及び印刷業務契約に係る入札執行において、開札記録は作成されていたが開札録が作成されていなかった。奈良県契約規則では、開札を終了したときは開札録を作成しなければならないとなっている。今後は、奈良県契約規則に定められた開札録を作成すべきである。 (指摘事項)</p> <p>賃貸借にかかる契約について</p> <p>自動車の賃貸借契約において、長期継続契約にかかる所要の手続きを行うことなく、契約期間が複数年度にわたる契約を締結している事例が認められた。また、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により随意契約を締結していたが、随意契約理由書を作成していなかった。</p> <p>今後、契約期間が複数年度にわたる賃貸借契約を締結する場合には、「奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例及び同施行規則の施行について」(出納局長通知)に定める所用の契</p>

		<p>約の手続きを遵守するべきである。また、随意契約を行う場合は、随意契約理由書を作成する等、適正な契約事務処理に努めるべきである。（注意事項）</p> <p>内部統制について</p> <p>今回の監査において、行政財産使用許可、契約事務、会計書類の作成、物品の管理等について不適正な事務処理が多々認められた。事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、業務マニュアルの作成や、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し確実に執行できる体制を確立されたい。（意見）</p>
奈良北高等学校	1月27日	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
法隆寺国際高等学校	2月7日	<p>重要物品の管理について</p> <p>重要物品の管理について、不適切な取扱いが認められた。</p> <p>法隆寺国際高等学校は、斑鳩高校と片桐高校（平成19年3月31日をもって閉校）との統合校である。そのため、平成19年度以降は、旧片桐高校の備品を引継ぎ管理する責任を負っている。</p> <p>しかし、旧片桐高校校舎内のLLシステムについて、同校舎の郡山総合庁舎への改修工事にあわせて撤去されてしまい、これに伴い必要となる奈良県会計規則に基づく手続きもなされていなかった。</p> <p>今後、重要物品の管理にあたっては、それぞれの目的、性質、価値等に応じた適正な管理に努めるべきである。（指摘事項）</p>
磯城野高等学校	1月31日	<p>支出証拠書類の適正な保存・管理について</p> <p>平成23年度の支出証拠書類について、保存・管理の点から不十分な事例が認められた。このことは、会計例規に規定された検査等が十分行われていないこと等によるものであると考えられる。</p> <p>今後は、所属内のチェックを徹底するとともに、内部統制のあり方についても意を払いながら、文書の適正な保存・管理に努められたい。（注意事項）</p>
奈良情報商業高等学校	同上	<p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p>
桜井高等学校	同上	<p>行政財産の使用許可にかかる光熱水費の徴収方法について</p> <p>行政財産の使用許可に基づく光熱水費を、平成22年度においては歳入手続きを経ることなく現金で受領し、公費支払分と合算のうえ、債権者に支払っている事例が認められた。</p> <p>光熱水費の徴収方法については、平成22年1月4日付け総務部長通知により、「雑入」により後納するとされているため、今後、財務の関連通知等については十分留意し、速やかな対応に努められたい。（注意事項）</p> <p>行政財産使用料について</p> <p>行政財産使用料について、使用料の額を誤認したため、平成23年度分で過徴収、平成20年度分から平成22年度分で徴収不足が認められた。適正に処理するとともに、今後の事務処理に留意すべきで</p>

		ある。 (注意事項)
大和広陵高等学校	2月7日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
高田高等学校	2月13日	同上
青翔高等学校	同上	重要物品にかかる財産調書について 3件の重要物品について、財産調書への記載漏れが認められた。 今後、重要物品の報告については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。 (注意事項)
大淀高等学校	4月17日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
五條高等学校	同上	手当の支給について 前年度に引き続き、通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、3件の過払いが認められた。 また、住居手当の支給において事務処理を誤ったため、2件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 (指摘事項) 自動販売機にかかる行政財産使用許可について 自動販売機にかかる行政財産使用許可において、許可面積に誤りがあり、平成23年度において使用料の徴収不足が認められた。 適正に処理するとともに、今後の事務処理に留意すべきである。 (注意事項) 重要物品の管理について 重要物品である備品6点について、備品現在簿への登載漏れが認められた。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に備品管理を行うべきである。 (注意事項) 内部統制について 今回の監査において、行政財産使用許可、職員手当認定事務、物品の管理等について不適正な事務処理が散見された。事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、内部統制の充実に努められたい。 (意見)
二階堂養護学校	2月22日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
西和養護学校	3月26日	備品現在簿等の記載について 保管転換で受納した備品や新規に購入した備品について、備品現在簿に記載していなかった。また、実習で収穫した農作物について、生産物出納簿に記載していなかった。今後、奈良県会計規則に基づき適正な事務の執行に努めるべきである。 (注意事項) 内部統制について 今回の監査において、備品現在簿や生産物出納簿への記載漏れ、随意契約理由等の未記載、業者から提出された請書の収入印紙貼付の確認漏れなど不適正な事務処理が認められた。事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。 (意見)

公安委員会	郡山警察署	4月6日	財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。
	桜井警察署	4月13日	同 上
	樺原警察署	4月13日	同 上

部 局 名	所 属 名	実施年月日	監 査 結 果
土 木 部	五條土木事務所	3月26日	<p>水利使用料について 水利使用料の算定において、事務処理を誤ったため1件の過徴収が認められた。適正に処理するとともに、今後の事務処理にあたっては誤りが起こらないようチェック体制を整備すべきである。 (注意事項)</p> <p>道路維持修繕工事について 緊急維持業務で行う道路維持修繕工事等は、指名競争入札により決定した業者と単価契約を締結しており、その契約単価は「設計単価に請負率を乗じて得た金額(円未満は切り捨て)」と土木部長通知で定められている。 しかしながら、この契約単価の算出にあたり、円未満切り捨ての端数処理を誤っていたものや請負率を誤っていたものが認められた。 今後は関係通知に基づき、慎重かつ適正な事務の執行及びチェック体制の充実に努められたい。 (注意事項)</p> <p>設計変更に関する取り扱いについて 工事の設計変更においては、変更契約を行う前に発注者と受注者が十分な協議を行ったうえで、双方が変更内容について合意した証として「設計変更協議書」を取り交わすこととなっているが、取り交わされていない案件が認められた。 今後は、関係通知に基づき適正な手続きを行われたい。 (注意事項)</p> <p>調査業務委託における契約事務について 斜面崩壊に伴う調査業務委託において、事前に行った法面踏査業務の受託業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第5号(緊急の必要により競争入札に付することができないとき)に基づく特命随意契約により別途契約を締結しているものが散見された。 随意契約は例外的な契約方法であることを十分認識したうえで、やむを得ず随意契約を行うにあたっては、十分説明責任を果たせるよう厳格かつ慎重に取り扱われたい。 (意見)</p> <p>工事請負における契約事務について 工事請負契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号(緊急の必要により競争入札に付することができないとき)に基づく特命随意契約により契約を締結しているものが認められた。 当該工事については、本来一括発注可能な工事案件と考えられる。 やむを得ず特命随意契約及び分割発注をするにあたっては、十分説明責任を果たせるよう、厳格かつ慎重に行われたい。 (意見)</p>

第2 工事監査

1 監査の実施方針

施工中の工事を対象として、次の着眼点により技術面から、その施工が計画、設計どおり適正に行われているかという観点を主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して実施した。

(ア) 工事の内容が適切か。

(イ) 設計・積算が法令・基準書に基づいて適正に、合理的・経済的に行われているか。

(ウ) 工事現場が設計図、施工図どおり適正に行われているか。

2 委員実地監査実施日

平成24年8月10日

3 監査対象工事

まちづくり推進局営繕課

保健環境研究センター新築工事（建築工事）及び精神保健福祉センター除却工事

[工事概要]

設計額：704,413,500円（請負額 613,612,650円）

敷地面積：10,097.64m²

建築面積：948.59m²

延床面積：3,264.17m²

構造：鉄筋コンクリート造

階数：地上4階 塔屋1階

[工期]

平成23年10月12日～平成25年2月12日

4 監査の結果

工事に関する事務等の執行については、概ね適正に処理されていた。

第3 財政的援助団体等監査

1 監査の実施方針

県が資本金（資本金等）の4分の1以上出資している法人について、出資目的に沿って適正に運営されているか、事業が目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、県の補助金等交付団体について、補助金等の交付目的に沿って効率的、効果的に事業が実施されているかなどについて実施した。

2 監査実施団体の概要及び監査の結果

団体名	財団法人奈良県農業振興公社	実施年月日	平成24年 8月 8日
-----	---------------	-------	-------------

(1) 団体の目的

奈良県における農業の振興に資するため、農地保有の合理化を促進するとともに、農業経営規模の拡大及び農業生産性の向上並びに青年等の就農促進に係る諸事業を実施し、もって農業の近代化を推進することを目的とする。

(2) 財務の状況

貸借対照表

平成24年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負債及び正味財産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	142,020,812	流動負債	3,059,830
預金等	48,407,514	未払金	2,680,694
未収金	7,091,461	預り金	379,136
前払金	1,873,212	短期借入金	0
貸付金	456,000	固定負債	937,680,727
事業用地	91,298,341	長期借入金	933,137,055
事業用地損失引当金	△7,144,000	預り金	756,832
仮払金	38,284	引当金	39,786,840
固定資産	1,083,956,041	負債合計	976,740,557
基本財産	20,000,000	指定正味財産	20,000,000
特定資産	1,050,725,901	一般正味財産	229,236,296
その他の固定資産	13,230,140	正味財産合計	249,236,296
合 計	1,225,976,853	合 計	1,225,976,853

収 支 計 算 書

自 平成23年4月 1日

至 平成24年3月31日

(単位：円)

支 出		収 入	
科 目	金 額	科 目	金 額
事業活動支出	666,043,598	事業活動収入	642,118,220
農地保有合理化事業費支出	8,148,881	基本財産運用収入	309,481
強化拡充基金運用益支出	301,232	特定資産運用収入	1,419,664
人件費等管理費支出	15,004,176	農地保有合理化事業収入	8,509,017
就農支援事業費支出	7,976,677	合理化事業補助金等収入	910,692
農地リフレッシュ事業費支出	784,672	就農支援事業収入	1,357,014
農業振興支援事業費支出	618,457,835	就農支援事業補助金等収入	1,508,632
フラーセンター管理受託事業費支出	8,885,002	農地リフレッシュ事業補助金等収入	784,672
一般管理費支出	6,485,123	農業振興支援事業収入	618,460,166
投資活動支出	1,138,991	フラーセンター管理受託事業収入	8,858,882
特定資産取得支出	891,460	投資活動収入	0
固定資産減損損失支出	247,531	特定資産取崩収入	0
財務活動支出	589,446	財務活動収入	0
借入金返済支出	589,446		
当期支出合計(a)	667,772,035	当期収入合計(b)	642,118,220
当期収支差額(b)-(a)	△25,653,815	前期繰越収支差額	240,448,348
次期繰越収支差額(c)-(a)	214,794,533	収入合計(c)	882,566,568

(3) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産20,000,000円のうち9,000,000円(45.0%)を出捐

イ 県からの貸付金は、22,980,000円

ウ 当該法人の債務について損失補償を行っており、平成23年度末における補償対象債務の残高は、910,157,055円

エ 平成23年度の補助金等は、次のとおりである。

合理化事業補助金	910,692円
就農対策事業補助金	1,508,632円
農地リフレッシュ事業補助金	784,672円
農業振興支援事業助成金	618,457,835円

(4) 監査の結果

財務諸表への計上について(意見)

財務諸表の計上において、見直しを行うことが望ましいとする事例が散見された。

今後、公益財団法人への移行認定申請を行うにあたり、財務諸表の作成については公益法人会計基準(平成20年4月11日 内閣府公益認定等委員会)及び公社会計規程等に基づき慎重かつ適切に処理されることが望まれる。

団体名	財団法人奈良県林業基金	実施年月日	平成24年 8月 8日
-----	-------------	-------	-------------

(1) 団体の目的

水源地域において、水源林造成事業及び分収林契約促進事業を実施することにより、森林の水源かん養機能の高揚と林業労働者の就労機会の拡大を図るとともに、将来の地域林業を担う基幹的林業労働後継者の育成確保を図り、もって、林業及び山村の振興に資するほか、都市住民の理解と参加による森林整備と林業経営改善を促進することを目的とする。

(2) 財務の状況

貸借対照表

平成24年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 正 味 財 産	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	52,490,419	流動負債	49,460,727
現金預金	20,099,988	未払金	49,038,657
未収金	32,307,771	預り金	422,070
貯蔵品	82,660	固定負債	9,995,766,420
固定資産	10,579,610,349	長期借入金	9,894,994,088
基本財産	307,400,000	分収育林預り金	53,943,066
特定資産	217,584,462	分収収益預り金	1,833,826
其他固定資産	10,054,625,887	未払費用	44,995,440
		負債合計	10,045,227,147
		指定正味財産	307,400,000
		一般正味財産	279,473,621
		正味財産合計	586,873,621
合 計	10,632,100,768	合 計	10,632,100,768

収支計算書

自 平成23年4月 1日

至 平成24年3月31日

(単位：円)

支 出		収 入	
科 目	金 額	科 目	金 額
事業活動支出	296,761,047	事業活動収入	77,180,915
事業費支出	254,137,021	基本財産運用収入	4,252,653
管理費支出	40,742,377	特定資産運用収入	1,791,367
雑支出	1,881,649	補助金等収入	68,988,230
投資活動支出	103,492,141	雑収入	2,148,665
特定資産取得支出	103,209,691	投資活動収入	140,041,965
固定資産取得支出	282,450	特定資産取崩収入	140,041,965
財務活動支出	0	財務活動収入	186,060,000
借入金返済支出	0	借入金収入	186,060,000
当期支出合計(a)	400,253,188	当期収入合計(b)	403,282,880
当期収支差額(b)-(a)	3,029,692	前期繰越収支差額	0
次期繰越収支差額(c)-(a)	3,029,692	収入合計(c)	403,282,880

(3) 県の財政的援助等の状況

- ア 基本財産307,400,000円のうち302,000,000円(98.2%)を出捐
- イ 県からの貸付金は、3,709,481,957円
- ウ 当該法人の債務について損失補償を行っており、平成23年度末における補償対象債務の残高は、6,185,512,131円
- エ 平成23年度の補助金は、次のとおりである。

奈良県林業基金運営費補助金	9,248,296円
造林補助金	22,244,765円
緑の産業再生プロジェクト補助金	1,200,000円
担い手育成強化対策補助金	684,000円

(4) 監査の結果

経営について(意見)

造林事業等を営む林業公社の累積債務が全国的な問題となっている中、財団法人奈良県林業基金(以下「基金」という。)においては、県及び日本政策金融公庫からの長期借入金は平成23年度末で約99億円に累増しており、今後も増加していく見通しである。

この借入金は将来の伐採収入により返済することとしているが、木材価格の大幅かつ継続的な下落等により、森林整備の投資に見合った収入を得ることは困難な状況となっており、長期収支見込みは厳しい状況となってきた。

基金においては、経営の合理化等に取り組んでいるところではあるが、今後、県とともに経営の検証及び抜本的かつ長期的な見直しを行い、県民の理解を得られるよう努められたい。

なお、県からの多額な借入金の状況を考慮すると、県民に積極的かつ分かりやすい情報公開を行っていくべきであるが、現在インターネットホームページ上で公表している長期収支見込みは、現状に即したものとなっていない。今後さらに経営状況等についての的確な検証・評価を行い、適時に最新の長期収支見込みを公表し説明責任を果たしていくべきである。

団体名	奈良県土地開発公社	実施年月日	平成24年 8月10日
-----	-----------	-------	-------------

(1) 団体の目的

公共用地・公用地等の取得、管理処分等を行うことにより地域の秩序ある開発整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(2) 財務の状況

貸借対照表

平成24年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	8,326,213,817	流動負債	5,886,480,782
現金及び預金	1,203,663,831	未払金	4,102,515,150
事業未収金	17,697,145	短期借入金	1,768,563,214
代行用地	5,879,848,057	未払費用	15,001,641
完成土地等	892,539,050	前受金	0
代替地	108,316,131	預り金	383,510
附帯等事業	224,149,603	前受収益	17,267
固定資産	1,687,660,093	固定負債	0
有形固定資産	53,071,627	長期借入金	0
無形固定資産	0	その他の固定負債	0
投資その他の資産	1,634,588,466	負債合計	5,886,480,782
		資本金	10,000,000
		基本財産	10,000,000
		準備金	4,117,393,128
		前期繰越準備金	5,071,107,951
		当期純損失	953,714,823
		資本合計	4,127,393,128
合 計	10,013,873,910	合 計	10,013,873,910

損益計算書

自 平成23年4月 1日

至 平成24年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
事業原価	2,724,034,113	事業収益	1,834,799,232
公有地取得事業原価	961,834,449	公有地取得事業収益	961,834,449
土地造成事業原価	1,488,486,242	土地造成事業収益	683,102,000
代替地事業原価	242,433,000	代替地事業収益	169,165,000
附帯等事業原価	10,825,422	附帯等事業収益	242,783
あっせん等事業原価	20,455,000	あっせん等事業収益	20,455,000
販売費及び一般管理費	80,470,089	事業外収益	20,144,520
事業外費用	403,300	受取利息	598,664
消費税	403,300	有価証券利息	17,636,352
雑損失	0	雑収益	1,909,504
特別損失	3,751,073	当期純損失	953,714,823
土地評価損	0		
その他の特別損失	3,751,073		
合 計	2,808,658,575	合 計	2,808,658,575

(3) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産10,000,000円で、全額県の出資

イ 当該法人の債務について債務保証を行っており、平成23年度末における債務保証の残高は、1,768,563,214円

(4) 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

団体名	奈良県道路公社	実施年月日	平成24年 8月10日
-----	---------	-------	-------------

(1) 団体の目的

有料道路の新設、維持管理等を行うことにより地域の幹線道路の整備促進と県民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。

(2) 財務の状況

貸借対照表

平成24年3月31日現在

(単位：円)

資 産		負 債 及 び 資 本	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	1,053,970,222	流動負債	20,936,012,949
預金	315,291,354	未払金	429,289,807
未収金	735,451,470	短期借入金	20,500,000,000
前払費用	3,227,398	未払費用	6,355,042
固定資産	110,437,032,221	預り金	368,100
事業資産	110,404,463,174	固定負債	9,855,380,328
道路	110,404,463,174	長期借入金	9,855,380,328
事業資産建設仮勘定	0	特別法上の引当金等	43,939,609,166
有形固定資産	32,569,047	道路事業損失補てん引当金	6,041,640,782
建物	44,851,235	償還準備金	37,897,968,384
機械及び装置	4,844,861	償還準備積立金	0
車両及び運搬具	4,735,543	(負債合計)	74,731,002,443
工具・器具及び備品	1,102,694	基本金	36,760,000,000
土地	0	奈良県出資金	36,760,000,000
有形固定資産減価償却累計額	△ 22,965,286	(資本合計)	36,760,000,000
無形固定資産	0		
合 計	111,491,002,443	合 計	111,491,002,443

損益計算書

自 平成23年4月 1日

至 平成24年3月31日

(単位：円)

費 用		収 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
業務管理費	1,957,357,620	業務収入	4,690,461,321
道路管理費	1,105,594,969	道路料金収入	4,688,889,206
道路料金収入配分費	851,762,651	業務雑収入	1,572,115
一般管理費	87,547,791	受託業務収入	177,822,341
受託業務損	177,822,341	業務外収入	308,135,434
諸減価償却費	1,230,941	利息収入	0
有形固定資産減価償却費	1,150,607	業務補助金収入	306,318,750
無形固定資産減価償却費	80,334	雑益	1,816,684
諸引当損	2,689,437,015		
道路事業損失補てん引当損	365,440,658		
償還準備金繰入損	2,323,996,357		
業務外費用	263,023,388		
支払利息	261,820,806		
雑損	1,202,582		
合 計	5,176,419,096	合 計	5,176,419,096

(3) 県の財政的援助等の状況

- ア 基本財産36,760,000,000円で、全額県の出資
- イ 県からの貸付金は、200,000,000円
- ウ 当該法人の債務について債務保証を行っており、平成23年度末における債務保証の残高は、30,155,380,328円

(4) 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。